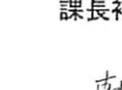
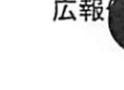


決裁・供覽

件名	金属探知機・エックス線カメラを使った身体・手荷物検査の中止を求める 書面の提出について			文書番号 福岡高裁総第283号	
伺い文	何ら対応しない取扱いとしてよろしいでしょうか。				
起案	起案日	平成27年4月15日		受付日	
	部署	最高裁判所 (福岡高裁管轄) 福岡高裁 事務局 総務課 広報係		決裁	決裁処理期限日 決裁日
案	起案者	仲村 		施	施行処理期限日 施行日
	連絡先			行	施行先 施行者 取扱上の注意
分類名稱	大分類	(総・広報)庶務(事務)			
	中分類	(庶ろー15-B) 雜			
取扱区分	名称(小分類)	雜(平成27年度)		格付け	機密性格付け 取扱制限
	秘密区分			保存	行政文書保存期間 1年 保存期間満了時期 平成29年03月31日
指定事由					
決裁・供覧欄	         				
備考					

2015年4月15日

福岡地方裁判所 御中
福岡高等裁判所 御中

提出団体

金属探知機・エックス線カメラを使った身体・手荷物検査を
中止するよう求めます

、の判決を聞きに法廷に急いでいた私たちが、裁判所の玄関で見たのは、空港で見かけるエックス線カメラと金属探知機を使った原告や傍聴者に対する身体・手荷物検査でした。裁判所に入るのに時間がかかり、判決言い渡しに間に合わないのではないかと心配しました。①

「今回の検査施行は東京、札幌に続き3例目で、高等裁判所によれば、庁舎の入り口を本館と別館の正面玄関のみにし、職員や法曹関係者らを除く来庁者は警備員の検査を受ける。福岡地裁では今後、指定暴力団の公判が予定されている。」と報道されています。

検査を行う裁判所の態度は、裁判を受ける市民には威圧的に映ります。また、金属探知機・エックス線カメラを使った身体・手荷物検査は憲法で保障された権利の侵害です。②

検査態勢導入の理由が明確ではなく、また、今回の検査実施が暫定的にものである保障がない以上、この検査体制が市民の公開の裁判を受ける権利が侵害されることにつながるおそれがあります。

結論

金属探知機・エックス線カメラを使った身体・手荷物検査を中止するよう求めます

賛同団体 (順不同)

